

認可地縁団体設立及び運営の手引き

岡山市市民協働企画総務課

＜令和5年4月改訂＞

目 次

1 認可地縁団体の設立について

(1) 地縁による団体とは	1
(2) 地縁による団体が認可を得るための要件	2
(3) 申請から認可までの流れ	3
(4) 認可申請に必要な手続き	4
(5) 認可及び告示	6
(6) 認可告示後の手続き	7

2 認可地縁団体の運営について

(1) 地方自治法に規定されている手続き	9
(2) 地方自治法に規定されている事務	11
(3) 認可地縁団体に係る税金	12
(4) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	13
(5) 認可の取り消し	18
(6) 解散	19
(7) 合併	22
(8) その他留意事項	25

3 FAQ

26

別冊 様式及び記入例

別冊 参考法令（地方自治法等抜粋）

1 認可地縁団体の設立について

(1) 地縁による団体とは

「地縁による団体」とは、地方自治法（以下「法」という。）第 260 条の 2 第 1 項において、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

自治会や町内会のように一定の区域に住所を有する人が誰でもその構成員となれる団体がこれに当たります。したがって、次に掲げる団体は「地縁による団体」とはなりません。

- ①構成員に区域内に住所を有すること以外に特定の属性（年齢、性別等）を必要とする団体（例：青年団、婦人会）
- ②活動目的が限定的に特定されている団体（例：スポーツ少年団、地区芸能会）

以前は、自治会や町内会等の「地縁による団体」は、いわゆる「権利能力なき社団」に該当するものと位置づけられ、法人格が認められておらず、町内会等で保有する集会所等の不動産については、町内会等の団体名義で登記することができなかったため、当該団体の代表者個人又は役員の共有名義となっていました。この問題に対処するため、平成 3 年に法が改正され、「地縁による団体」が一定の要件を満たす場合に法人格を取得し、町内会等の団体名義で不動産登記ができる制度が導入されました。

制度創設時の趣旨から、「地縁による団体」が法人格を得るためには、不動産等の保有を前提としていましたが、町内会や自治会の活動実態の高度化、多様化により、地域の課題解決に向けた幅広い活動が行われるようになっていくことを踏まえ、令和 3 年に、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、不動産等の保有予定の有無に関わらず法人格を取得することが可能になりました。〈令和 3 年 11 月 26 日施行〉

なお、法人格を取得しても、従来からの町内会等と同様に、住民が自主的に組織して活動する任意団体としての性格等は変わるものではありません。したがって、公法人ではないことはもちろん、岡山市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりするものではありません。

(2) 地縁による団体が認可を得るための要件

「地縁による団体」が認可を得るためには、法第 260 条の 2 第 2 項に定める 4 つの要件をすべて満たしている必要があります。

①その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。(※1)

※1 区域は法人格を有する「地縁による団体」の重要な構成要素であることから、当該団体の構成員だけではなく、岡山市内のその他の住民にとっても客観的に明らかな形で境界が画されている必要があります。

③その区域に住所を有するすべての個人(※2)は、構成員となることができるものとし、その相当数(※3)の者が現に構成員となっていること。

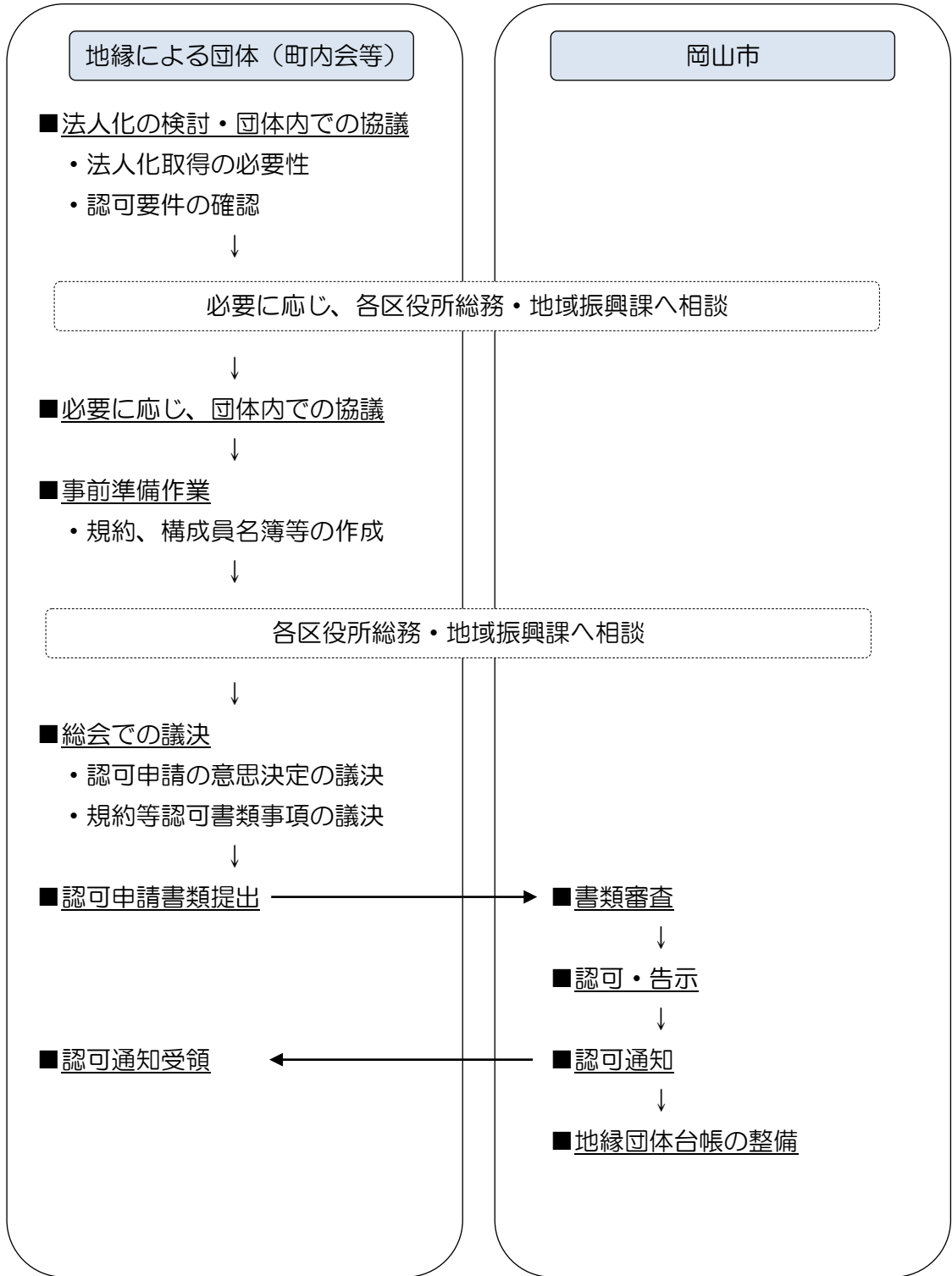
※2 「すべての個人」とは、年齢、性別等を問わず、その区域に住所を有する個人すべてという意味です。したがって、入会の申込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒むことはできません。

※3 「相当数」とは、その区域の住民の過半数を判断基準としています。

④規約を定めていること。(※4)

※4 規約については、法第 260 条の 2 第 3 項の規定に基づき、目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項を定める必要があります。詳細は、別冊様式及び記入例 35 ページからの規約例をご参照ください。

(3) 申請から認可までの流れ



(4) 認可申請に必要な手続き

「地縁による団体」が法人格を得るための認可申請を行うに当たっては、当該団体の自主的な判断のもと、その時点における団体の規約に基づき招集された総会において、認可申請する旨、新たな規約の決定、構成員の確定、代表者の決定、不動産等保有することとなる資産の確定等の議決を得る必要があります。したがって、その時点において、総会招集手続き等を定めた規約を作成していない場合は、まずはこの点の整備を行う必要があります。なお、これらの事項を議決する総会は、複数回に分けて招集し、議決しても構いません。

認可申請に必要な書類は次に掲げるとおりです。また、認可申請を行うに当たっては、事前に各区役所・総務地域振興課へご相談をお願いします。

提出書類	留意事項	様式又は記載例
①認可申請書		P2
②規約	新たな規約作成が必要	P35
③認可申請する旨を総会で議決したことを証する書類	認可申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人2人以上の署名又は記名・押印のあるもの。 <u>※規約に「議長及び議事録署名人の署名押印を要す」など定めている場合は、規約の定めに従い議事録を作成して下さい。</u>	P4
④構成員名簿	構成員全員の氏名、住所を記載したもの。 会員であれば、未成年者の氏名等も記載する必要があります。	P8
⑤地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	(a)前年度及び前々年度の事業報告書及び決算書（総会資料など） (b)町内会の沿革	P10
⑥申請者が代表者であることを証する書類	(a)申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印のあるもの。 <u>※規約に「議長及び議事録署名人の署名押印を要す」など定めている場合は、規約の定めに従い議事録を作成して下さい。</u> (b)申請者が代表者となることを受諾した旨	P4 P12

	の承諾書の写しで申請者本人の署名又は記名・押印のあるもの。	
⑦その他	町内会の区域を客観的に明らかにできるものとして、町内会の区域図（町内会と町内会の境界が識別できるもの。住宅地図等わかりやすい図面に色分けして記載して下さい。）	

また、次に掲げる書類については、必要がある場合に提出することになります。

提出書類	留意事項	様式参照
裁判所による代表者の職務執行停止等について	民事保全法に基づく裁判所による代表者の職務執行停止及び職務代行者の選任（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）がある場合は、その旨の記載が必要となります。 また、法第260条の8の代理人及び10の特別代理人がある場合は記載してください。	P14

(5) 認可及び告示

認可申請書類の提出後、書類審査の結果、認可の要件を満たしていると認めるときは、市長が認可を行います。この認可をもって「地縁による団体」は権利能力を有し、法人格を得ることになります。

その後、「地縁による団体」が認可を受けた旨及び次に掲げる事項を市長が告示します。この告示をもって認可を受けた「地縁による団体」（以下「認可地縁団体」という。）は、認可地縁団体となったこと及び告示された事項について、第三者に対抗できることとなります。なお、この告示は、法人登記に代わるものであるため、法務局への登記は必要ありません。

認可地縁団体の告示事項は次に掲げるとおりです。また、この事項に変更があった場合は、届出が必要となります。届出により変更があった旨の告示が行われない限り、その変更について第三者に対抗できませんので、ご注意ください。

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨認可年月日

(6) 認可告示後の手続き

認可地縁団体は、法人格を得ることにより、団体名義で不動産登記ができるようになります。その登記手続きの際に、地縁による団体証明書の添付が必要となりますので、各区役所・総務地域振興課へ証明書の交付申請をしてください。なお、不動産登記についての詳しい手続きは、岡山地方法務局の本局もしくは岡山西出張所(※)へお問い合わせください。

①地縁による団体証明書の交付手続きについて

地縁による団体証明書(認可地縁団体の告示事項に関する証明書)はどなたでも請求することができます。必要なときは、「**地縁による団体証明書交付請求書**」(様式及び記入例 16 ページ参照。)に必要事項を記載の上、証明手数料(1件につき300円)を添えて請求してください。また、郵便により送付をご希望の場合は、郵便小為替(300円)と返信用切手を同封して請求してください。

②認可地縁団体の印鑑登録について

認可地縁団体の印鑑登録は、代表者本人が手続きをする必要があります。「**認可地縁団体印鑑登録申請書**」(様式及び記入例 18 ページ参照。)に必要事項を記載し、次に掲げる書類をご持参の上、申請してください。

- (ア) 代表者個人の印鑑登録証明書
 - (イ) 代表者が岡山市に登録している個人の印鑑(実印)
 - (ウ) 登録する団体の印鑑
- ただし、次の条件に該当する印鑑は登録できません。
- (i) ゴム印その他の印影で変形しやすいもの
 - (ii) 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの
 - (iii) 印影の大きさが1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの
 - (iv) 印影を鮮明に表しにくいもの
 - (v) その他登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑として適当でないもの

なお、登録印の改印等で認可地縁団体の印鑑登録が不要となった場合には、認可地縁団体印鑑登録の廃止を申請することができます。「**認可地縁団体印鑑登録廃止申請書**」(様式及び記入例 20 ページ参照。)に必要事項を記載し、登録印及び代表者の個人印を押印の上、申請してください。

③認可地縁団体印鑑登録証明書の交付について

印鑑登録をしている認可地縁団体の代表者は、印鑑登録証明書の交付を申請することができます。必要なときは、「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」（様式及び記入例 22 ページ参照。）に必要事項を記載し、登録印及び代表者の個人印を押印の上、証明手数料（1 件につき 300 円）を添えて、申請してください。

上記②及び③については、原則として代表者のみ手続きを行うことができます。ただし、法第 260 条の 8 に基づく代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任状により当該代理人による手続きを行うことができます。

また、そのほか、次に掲げる者についても手続きを行うことができます。

- ア 裁判所による代表者の職務代行者を選任している場合は、その職務代行者
- イ 法第 260 条の 9 の規定に基づく仮代表者
- ウ 法第 260 条の 10 の規定に基づく特別代理人
- エ 法第 260 条の 24 及び 25 の規定に基づく清算人

※岡山地方法務局本局

〒700-8616

住所 岡山市北区南方一丁目 3-58

電話 (086) 224-5656

URL <http://houmukyoku.moj.go.jp/okayama/1>

※岡山地方法務局岡山西出張所

〒700-0927

住所 岡山市北区西古松二丁目 6-18

電話 (086) 244-7111

URL <http://houmukyoku.moj.go.jp/okayama/index.html>

2 認可地縁団体の運営について

(1) 地方自治法に規定されている手続き

認可地縁団体は、一般の町内会等とは異なり、法で運営の方法等が規定されておりますので、法の規定を遵守し、適正な運営を行う必要があります。

次に掲げる事項に変更があった場合は、岡山市への手続きが必要となります。

①告示事項変更届出書の提出について

法第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる告示事項に変更があった場合は、「告示事項変更届出書」（様式及び記入例24ページ参照。）の提出が必要となります。

告示事項に変更があったにもかかわらず、届出がない場合は、新たな変更について第三者に対抗することができませんので、必ず届出をしてください。

告示事項	添付書類	様式及び 記入例 参照
ア 名称	・変更を行った旨を証する書類（総会議事録等）※規約の変更も必要となります。	P26 P28
イ 規約に定める目的	・変更を行った旨を証する書類（総会議事録等）※規約の変更も必要となります。	P26 P28
ウ 区域	・変更を行った旨を証する書類（総会議事録等）※規約の変更も必要となります。	P26 P28
エ 主たる事務所	・変更を行った旨を証する書類（総会議事録等）※規約の変更も必要となります。	P26 P28
オ 代表者の氏名及び住所 (※)	・変更を行った旨を証する書類（総会議事録等） ・代表者の就任承諾書 <u>※変更となる場合が最も多い事項ですので、届出もれがないようご留意下さい。</u>	P26 P12
カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職	・変更を行った旨を証する書類（総会議事録等） ・裁判所による代表者の職務執行停止等につ	P26 P14

務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)	いて	
キ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更を行った旨を証する書類(総会議事録等) ・裁判所による代表者の職務執行停止等について 	<p>P26</p> <p>P14</p>
ク 規約に解散の事由を定めたときは、その事由	<ul style="list-style-type: none"> ・変更を行った旨を証する書類(総会議事録等) ※規約の変更も必要となります。 	P26

※告示事項変更届を提出された認可地縁団体が印鑑登録をしている場合、認可地縁団体登録印鑑原票の登録事項のうち変更に係るものは、告示事項変更届出書の提出により修正しますので、特段の手続きは不要です。ただし、代表者を変更した場合は、登録された認可地縁団体の印鑑登録は抹消になりますので、新代表者名の印鑑登録証明書が必要な場合は、新たな代表者名で印鑑を登録していただくこととなります。

②規約変更認可申請について

規約を変更する場合には、法第 260 条の 3 第 2 項の規定に基づき、「規約変更認可申請書」(様式及び記入例 28 ページ参照。)に、「規約変更の内容及び理由を記載した書類」(様式及び記入例 30 ページ参照。),「規約に変更があった旨を証する書類(総会議事録等)」(様式及び記入例 32 ページ参照。)を添えて申請する必要があります。

規約変更の認可を受けなければ、たとえ総会で規約変更の議決を行っていても、変更された規約に効力は生じませんので、ご注意ください。

また、規約の変更内容に告示事項が含まれるの場合、告示事項変更届出書の提出もあわせて必要となります。

なお、規約の変更をする際には、事前に各区役所総務・地域振興課へご相談をお願いします。

(2) 地方自治法に規定されている事務

次に掲げる事務は、法に規定されている事務ですが、岡山市への届出や報告は必要ありません。

①財産目録の作成

認可地縁団体は、法第 260 条の 4 第 1 項の規定に基づき、認可を受けるとき及び毎事業年度終了のとき（規約で事業年度を規定していない場合は 1 月から 3 月までの間）に、「財産目録」（様式及び記入例 34 ページ参照。）を作成し、主たる事務所に備え置く必要があります。

②構成員名簿の作成

認可地縁団体は、法第 260 条の 4 第 2 項の規定に基づき、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を（追加、抹消、修正等）を行う必要があります。認可申請時に提出された「構成員名簿」（様式及び記入 8 ページ参照。）に適宜必要な変更を行ってください。

③総会の開催及び議事録の作成

認可地縁団体は、法第 260 条の 13 の規定に基づき、少なくとも毎年 1 回は構成員の通常総会を開催する必要があります。

なお、法では直接は規定されておきませんが、総会を開催した場合には、必ず総会の議事録を作成してください。上述の告示事項変更届や規約変更認可申請時には、告示事項や規約の変更を議決したことを証する書類として、総会の議事録等を添付していただくことになります。

また、議事録には、次に掲げる事項を記載し、議長及び議事録署名人 2 人以上の署名又は記名・押印が必要となります。（議事録署名人が一人の場合、争いになった時に、議事録が証拠書とならない可能性があります。また、規約に、議長及び議事録署名人の署名押印を要すなど、議事録の作成方法を定めている場合は、規約の定めに従い議事録を作成してください。）

- ①総会開催の日時及び場所
- ②会員の現在数及び出席者数（書面表決及び表決委任者を含む。）
- ③開催目的、審議事項及び議決事項
- ④議事の経過の概要及びその結果
- ⑤議事録署名人の選任に関する事項

(3) 認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体（収益事業を行わない場合）に係る税金は次に掲げるとおりです。詳細は、各問い合わせ先にご確認をお願いします。

税の種類		認可地縁団体 (収益事業を行わない場合)	問い合わせ先
市税	法人市民税	均等割…減免 法人税割…非課税	財政局課税管理課
	固定資産税	課税（課税免除あり）	各区市税事務所
	都市計画税	課税（課税免除あり）	各区市税事務所
県税	法人県民税	均等割…課税免除 法人税割…非課税	備前県民局
	法人事業税	非課税	備前県民局
	不動産取得税	課税（委任の終了登記 の場合減免措置あり）	備前県民局
国税	法人税	非課税（※）	岡山東税務署 岡山西税務署
	登録免許税	課税	岡山地方法務局

※法人税・消費税の申告納税義務を有する認可地縁団体は、マイナンバー制度における法人番号の指定をされる団体となる場合がありますので、詳細は岡山東税務署（電話 225-3141）又は岡山西税務署（電話 254-3411）へお問い合わせください。

(4) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1. 制度概要

平成3年の地方自治法改正により、認可地縁団体は不動産の登記名義人になることができるようになりましたが、所有する不動産の登記名義人が多数で相続人の所在が分からない等の理由により、不動産登記法に則った手続きをとることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転登記が進まない問題が多く存在していました。

この問題を解決するために、地方自治法に「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例」が設けられ、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、地方自治法認可地縁団体が地方公共団体へ公告申請し、地方公共団体は「公告した結果異議申出がなかった」ことを証する書面を交付することで、特例により不動産の移転登記が可能になりました。(地方自治法第260条の46)

※ この制度は地方公共団体が公告により、登記関係者が期間内に異議を申出なかったと情報を提供するものであり、不動産の所有権についての正当性を認めたものではないことに注意が必要です。

2. 特例の要件

次の4つの要件を満たしている場合に、そのことを疎明するに足りる資料を添付して公告申請することができます。

- ①認可地縁団体が不動産を所有していること
- ②不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- ③不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ④不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

3. 申請

2の要件を満たしている場合、必要な書類をそろえて申請を行います。

書類	留意事項
公告申請書	・申請書へは、「申請不動産に関する事項」の記載要領に基づいて記載してください。 (別冊 様式及び記入例P44 参照)

	<p>(認可地縁団体の台帳と同じ名称、所在地、代表者を記載してください。代表者が変わっている場合は、変更手続きを先に行ってください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告申請書の別添資料 <ul style="list-style-type: none"> 1 申請不動産の登記事項証明書 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 4 第 6 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類 3 申請者が代表者であることを証する書類 4 地方自治法 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
申請不動産の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局で取得してください。
申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 38 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人 2 人以上の署名又は記名・押印のあるもの。 <p><u>※規約に「議長及び議事録署名人の署名押印を要す」など定めている場合は、規約の定めに従い議事録を作成して下さい。</u></p>
申請者が代表者であることを証する書類	<p>認可申請の時に提出した書類と同じ、代表者選出の議決を行った議事録や就任承諾書の写しを提出してください。もしくは申請者が代表者として記載されている地縁団体証明を添付してください。</p>
地方自治法 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料	<p>次の (1) から (3) について証明できる資料が必要です。</p> <p>(1) 認可地縁団体が今回申請の不動産について所有及び 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること (地方自治法第 260 条の 38 第 1 項第 1 号及び第 2 号)</p> <p>(具体例)</p> <p>ア 当該不動産の所有権の保存又は移転の登記を行うことについて総会で議決したことを証する書類 (議事録等)</p>

	<p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金の支払い領収書 ・ 閉鎖登記簿の登録事項証明書又は謄本 ・ 旧土地台帳の写し ・ 固定資産税の納税証明書 ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明 など <p>※なお、公共料金の支払い領収書及び固定資産税の納税証明書の宛先については、原則、認可地縁団体となっている必要があります。</p> <p>ウ イの資料の入手が困難な場合は、資料の入手が困難であった理由書を記載した書面を提出するとともに、当該不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者の証言を記載した書面が必要です。</p> <p>(2) 今回申請の不動産の登記事項証明書の表題部所有または所有権登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員またはかつて構成員であった者であること。 (地方自治法第 260 条の 38 第 1 項第 3 号関係) (具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可地縁団体の構成員名簿 ・ 市が保有する地縁団体台帳 ・ (申請不動産が墓地である場合) 墓地の使用人名簿など <p>※今回申請の不動産の登記事項証明書の表題部所有者又は登記名義人の全ての住所が認可地縁団体の区域内にある人であれば、構成員またはかつて構成員であった者であることの証明になります。</p> <p>(3) 今回申請の不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと (地方自治法第 260 条の 38 第 1 項第 4 号関係) (具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛ての配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面。 ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面。など。
--	---

	<p>※登記関係者（表題部所有者もしくは所有権の登記名義人またはこれらの相続人）のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを証明できる資料を添付してください。</p> <p>※所在が分かっている登記関係者からは、事前に今回の申請についての同意を得るようにしてください。</p>
--	---

4 申請後

認可地縁団体の代表者が、岡山市に公告の申請を行います。

岡山市では、その不動産の所有権の保存又は移転の登記について異議のあるものは岡山市に対して異議を述べるべき旨の公告を行います。

5 異議申出があった場合

申請不動産の登記関係者等が、期間内に異議を述べたときは、岡山市長は、異議申出があったことを申請のあった認可地縁団体に通知します。（地方自治法第260条の38第5項）

この場合、通知をするのみで、申請のあった認可地縁団体に、「異議を述べなかったことを証する情報の提供」はしません。

なお、異議申出は次の要件を満たしている必要があります。

異議を述べることができる者 （地方自治法施行規則第22条の3第1項第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、またはそれらの相続人） ・申請不動産の所有権を有することを疎明する者
異議を述べることができる期間	<ul style="list-style-type: none"> ・公告をしてから3ヶ月の間

次に異議申出の方法は、上記の要件を満たしている場合、異議を述べる者が、異議申立書、及び別添資料を岡山市長に提出します。（地方自治法施行規則第22条の3第2項）

書類	留意事項
異議申出書	<ul style="list-style-type: none"> ・申出書へは「申請不動産に関する事項」の記載要領を参考に記載してください。 ・別添書類の登記事項証明書の記載事項と違いが無いように注意してください。

別添書類は、異議を述べる登記関係者により次のとおり異なります。

異議を述べる登記関係者	必要な別添書類
申請不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人	<ul style="list-style-type: none">申請不動産の登記事項証明書住民票の写しまたは戸籍の附票の写し
申請不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の相続人	<ul style="list-style-type: none">申請不動産の登記事項証明書戸籍謄抄本住民票の写しまたは戸籍の附票の写し
申請不動産の所有権を有することを疎明する者	<ul style="list-style-type: none">住民票の写しまたは戸籍の附票の写し所有権を有することを証明する書類

6 異議申出がなかった場合

公告した結果、登記関係者等が異議を述べなかった場合には、認可地縁団体が不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされ、認可地縁団体に対し、岡山市から公告の期間内に異議を述べなかったことを証する情報が提供されます。この情報の提供を受けた認可地縁団体は、申請情報（不動産登記法第18条に規定する申請情報をいう）と併せて登記所に提供すると、証する情報に記載された不動産について、所有権の保存の登記を申請することができるとともに、単独で所有権の移転の登記を申請することができます。

具体的な事例がある場合には、各区役所総務・地域振興課へご相談をお願いします。

(5) 認可の取り消し

認可地縁団体が、「認可の要件」のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたことが判明したときは、認可の取り消しの対象となります。

認可の取り消しとなる具体例

- ① 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ② 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤ 不正な手段により認可を受けたとき

(6) 解散

認可地縁団体が、次のいずれかの事項に該当するときは、解散となります。

- ①規約に定めた解散事由が発生したとき
- ②破産手続開始の決定
- ③認可を取り消されたとき
- ④総会員の4分の3以上の同意による総会の決議があったとき
※規約に特別な定めがある場合を除く
- ⑤構成員が欠けたとき
- ⑥合併（合併により認可地縁団体が消滅する場合）

①総会による解散の決議

認可地縁団体の解散には、総会で解散の決議が必要になります。規約に解散決議に関する特別な定めがある場合を除き、総会員の4分の3以上の同意を得る必要があります。

- 解散することについての決議
- 残余財産の帰属先の決議
- 財産を処分することの決議

※財産の帰属先を規約で指定していない場合や、その指定方法に定めがない場合は、総会の決議と認可を得る必要があります。

- 清算人の確認（もしくは選任）

※認可地縁団体が解散した時は、破産の場合を除き代表者が清算人となります。ただし、規約に特別な定めがある場合や、総会において別途代表者以外の者を選任する場合はその限りではありません。

②解散届出

清算人は、総会での解散決議の議決後、必要な書類をそろえて解散届を提出しなければなりません。

提出書類	留意事項	様式又は記載例
①解散届出書		P50
②解散する旨を総会で議決したことを証する書類	解散する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人2人以上の署名又は記名・押印のあるもの。 <u>※規約に「議長及び議事録署名人の署名押印を要す」など定めている場合は、規約の定めに従い議事録を作成して下さい。</u>	

③解散の告示

解散の届け出があった場合、市長は解散の告示を行い、地縁団体台帳の修正を行います。

告示事項（破産及び合併による場合を除く）

- ①名称
- ②区域
- ③主たる事務所
- ④清算人の氏名及び住所
- ⑤解散事由
- ⑥解散年月日

④解散の公告及び債権者への債権申出の催促

清算人は就任後遅滞なく解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。

公告の方法は官報への掲載によって行うことが義務付けられています。公告の方法や掲載依頼、掲載料などの詳細については、官報販売所にお問い合わせください。

<岡山県官報販売所（有限会社有文堂）>

岡山市北区幸町 3-22 電話 086-222-2646

また、すでに把握している債権者がいる場合には、個別に債権者に対して債権申出の催促をしなければなりません。

⑤残余財産の処分

財産の帰属先を規約で指定していない場合、清算人は残余財産の処分の認可を得る必要があります。

⑥清算終了届出

清算人は、すべての清算手続きが完了したとき、必要な書類をそろえて清算終了届出書を提出しなければなりません。

提出書類	留意事項	様式又は記載例
①清算終了届出書		P51
②清算が終了したことを証する書類	清算書、残余財産の処分が完了し財産を継承する団体の受領書など	

⑦清算終了告示

市長は、清算終了届出書に基づき、清算終了の告示を行い、地縁団体台帳に記載します。

- ①名称
- ②区域
- ③主たる事業所
- ④清算人氏名及び住所
- ⑤清算終了年月日

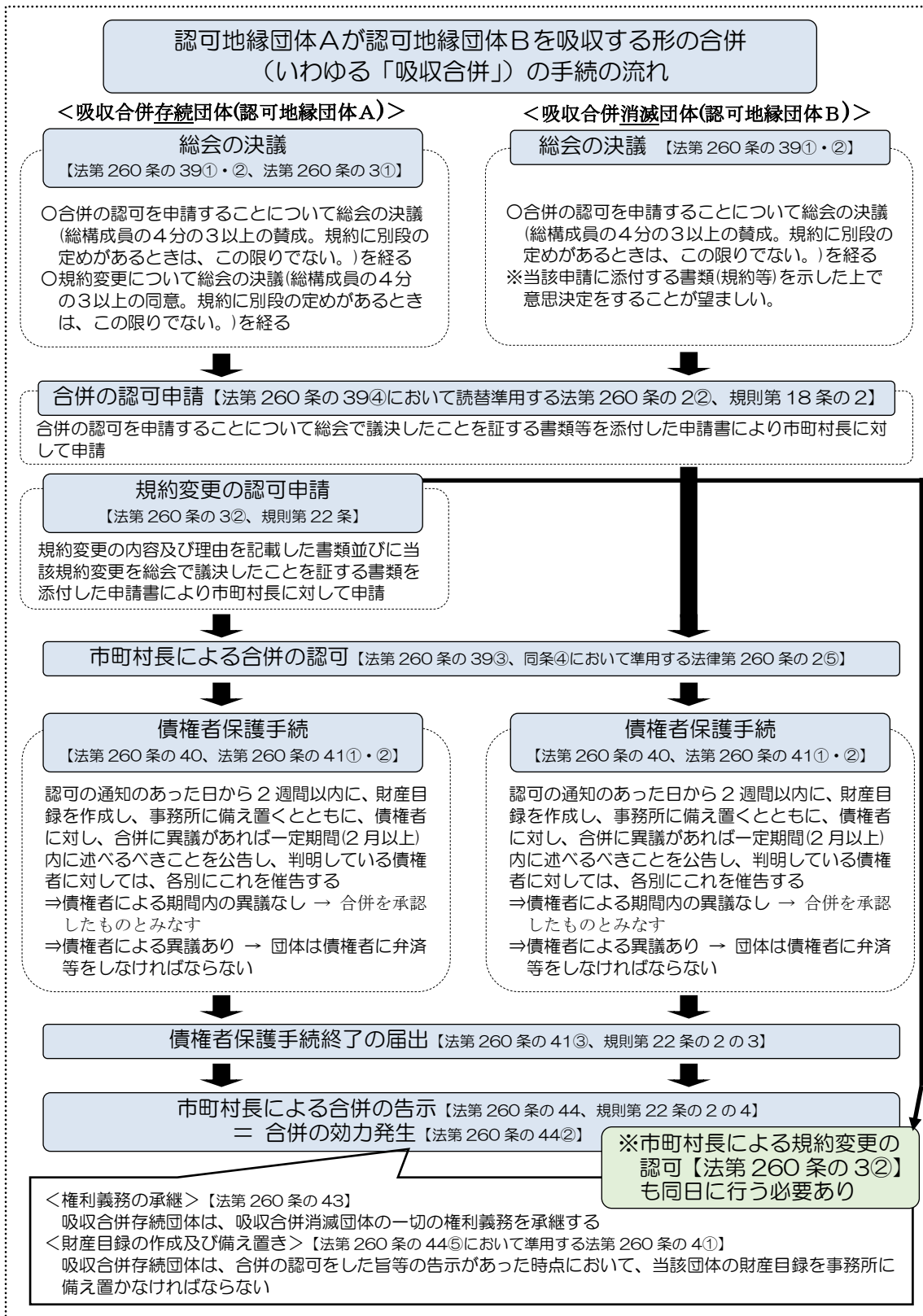
(7) 合併

地方自治法の改正により、令和5年4月1日から認可地縁団体の合併に関する規定が新設され、総会の決議により、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。改正前は合併の規定がなく、権利義務について個別に承継が必要、解散に伴う清算手続を行う必要があるなどの煩雑さや負担がありました。改正後は合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務の承継が可能となり、清算手続等の事務負担が軽減されます。

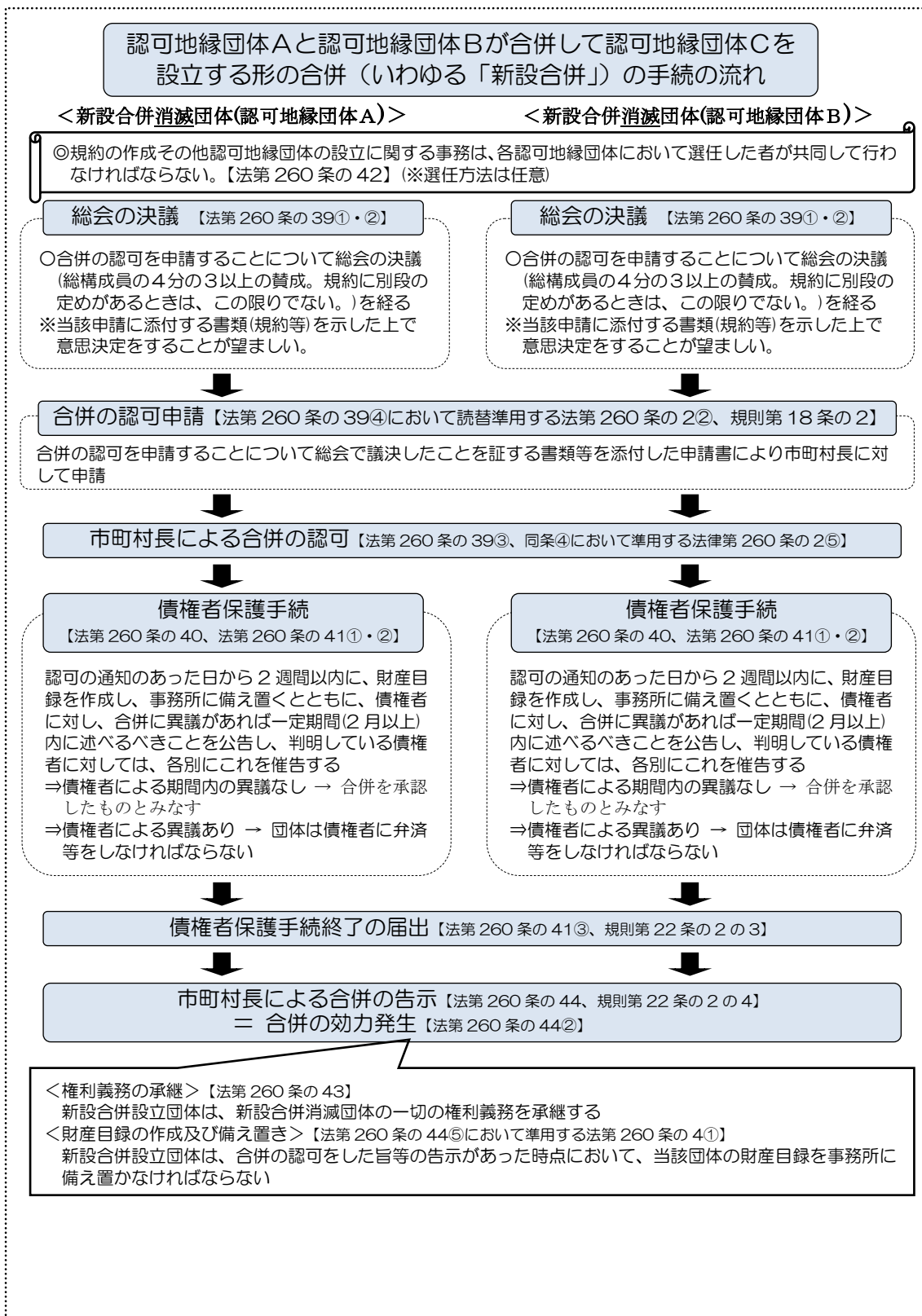
法人の合併方法として、一般的には「吸収合併」と「新設合併」の二つがあり、「吸収合併」は、合併を行う法人のうち一つの法人を除く全ての法人が消滅します。「新設合併」は、合併を行う法人全てが消滅し、この合併により新しい法人が成立します。

「吸収合併」と「新設合併」の手続きの流れについては、P23～24のフロー図をご参照ください。

フロー図【吸収合併】の手続の流れ



フロー図【新設合併】の手続の流れ



(8) その他留意事項

認可地縁団体の運営に関しては、次に掲げる事項についてもご留意の上、運営していただきますよう、お願いいたします。

①規約の変更について

規約に定めている内容で法の規定を参照している条文がある場合（解散に関する規定等）、当該法の参照条文に改正があったときは、規約の変更を行う必要が生じます。

また、規約に定めている住所の表記（区域、主たる事務所の所在地等）について、**区画整理事業等によって住居表示が変わった場合も**、規約の変更及び告示事項の変更を行う必要がありますので、ご留意ください。

3 FAQ

Q1 町内会長が変更となったが、何か手続きが必要となるか？

A 認可地縁団体における町内会長等の代表者が変更となった場合は、告示事項変更届出書の提出が必要となります。詳しくは、9ページの「①告示事項変更届出書の提出について」をご参照ください。

Q2 規約を変更したいが、どのようにすればよいか？

A 規約を変更する事由が生じた場合は、各区役所総務・地域振興課へご相談をお願いします。なお、規約の変更は、総会において規約変更の議決を行った後に、規約変更認可申請書の提出が必要となります。詳しくは、10ページの「②規約変更認可申請について」をご参照ください。

Q3 認可地縁団体の区域内において、区画整理事業等によって住所が変わったが、何か手続きが必要なるか？

A 区画整理事業等により、規約に記載している区域の表示、主たる事務所の所在地、代表者の住所等が変わった場合は、告示事項変更届や規約変更認可申請が必要となりますので、各区役所総務・地域振興課へご相談をお願いします。

Q4 認可地縁団体の区域内において新たに住宅団地ができたが、何か手続きが必要となるか？

A 新たにできた住宅団地の方が認可地縁団体の構成員となることで、規約に定める区域の表示が変わる場合は、告示事項変更届や規約変更認可申請が必要となりますので、各区役所総務・地域振興課へご相談をお願いします。

Q5 認可地縁団体の名義で次に掲げる手続きを行う際、各手続先機関から市の証明書類が必要と言われたが、どうすればよいか？

- ①不動産を登記したい
- ②車両を所有したい
- ③金融機関の口座をつくりたい

A 市の証明書類として、地縁による団体証明書（認可地縁団体の告示事項に関する証明書）及び認可地縁団体印鑑登録証明書の2種類があります。各手続先機関（岡山地方法務局、岡山陸運支局、各金融機関）にご確認の上、必要な証明書類をご請求ください。なお、詳しくは、7ページの「①地縁による団体証明書の交付手続きについて」、「②認可地縁団体の印鑑登録について」、8ページの「③認可地縁団体印鑑登録証明書の交付について」をご参照ください。

Q6 「不動産又は不動産に関する権利等」とは、具体的にどのようなものか？

A 「不動産又は不動産に関する権利等」とは、次に掲げるものをいいます。

- ①土地及び建物に関する所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権及び採石権
- ②「立木」の所有権及び抵当権
- ③登録を要する金融資産（国債、地方債及び社債）
- ④その他（車両等）